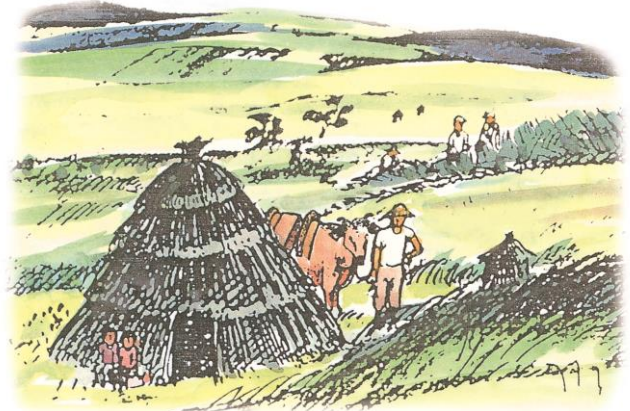
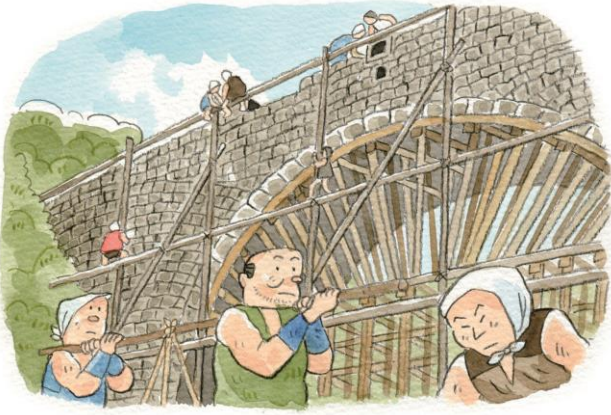


平成28年度からの
「特別の教科 道徳」(道徳科)
の実施に向けて



県教育委員会では、第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランの基本理念である「郷土に誇りを持ち、夢の実現を目指す熊本の人づくり」のもと、道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用や、家庭・地域と連携した道徳教育を推進しています。

国では、平成30年度から小学校で、その翌年度から中学校で「特別の教科 道徳」(道徳科)の実施を計画しており、平成27年度から移行期間となっています。

県教育委員会としては、道徳の時間の教科化により道徳教育を一層充実させていくことは、子どもたちの人格を形成する上で極めて重要な意義をもつものと考えています。そこで、平成28年度から「特別の教科 道徳」(道徳科)の趣旨・内容を踏まえた授業の実施を推進することとし、その在り方について協議するため、日本道徳教育学会名誉会長 横山利弘氏 他11名で構成した道徳教育推進協議会を設置し、ここに本協議会からの提言をまとめました。

各学校においては、本提言を参考とし、道徳科の授業の実施に向けた教育活動の推進をお願いします。

平成28年3月
熊本県教育委員会
熊本県道徳教育推進協議会

総則及び「特別の教科 道徳」（道徳科）の実施に向けたスケジュール

	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度～ (2019～)
総則及び「特別の教科 道徳」(道徳科) 学習指導要領	小学校・特別支援学校小学部：移行措置 <small>学習指導要領の一部又は全部を実施することが可能</small>			全面実施	
	中学校・特別支援学校中学部：移行措置 <small>学習指導要領の一部又は全部を実施することが可能</small>				全面実施
検定教科書	小学校	著作・編集	検定	採択・供給	検定教科書使用開始
	中学校		著作・編集	検定	採択・供給 検定教科書使用開始
熊本県教育委員会	「特別の教科 道徳」(道徳科)の趣旨・内容を踏まえた授業の実施				
	・「熊本の心」広報テレビ番組制作・放送、DVD作成(H27) ・指導力向上に向けた研修会の実施 研究指定校事業、パワーアップ研究協議会(H25～)、道徳教育指導力向上研修会(H27)、 道徳教育指導者養成研修(九州ブロック:熊本)(H28)、管内別指導力向上研修会(H28～)等				

1 学習指導要領の改訂の要点

(1) 目標

【道徳教育の目標】 ※道徳性の育成という点で、従来の道徳教育の目標から本質的な変化はない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方（中学校：人間としての生き方）を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

【道徳科の目標】 ※従来の道徳の時間の目標から明確で分かりやすい表現となった。

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（中学校：広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の生き方（中学校：人間としての生き方）についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(2) 内容

いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点から、四つの視点の順序を入れ替えるとともに、それぞれの視点の下に内容項目に応じたキーワードが併せて示された。また、いじめ問題に関連する内容項目が、それぞれの視点の前半に位置付けられたり、特に小学校においては、新たな内容項目が設けられたりした。

①内容項目数の増減

小学校第1・2学年：16→19、小学校第3・4学年：18→20

小学校第5・6学年：22→22、中学校：24→22

②いじめの問題への対応の観点から、これに関連する視点の前半に位置付けられた内容項目

「A 主として自分自身に関すること」・・・「善悪の判断、自律、自由と責任」「正直・誠実」

「B 主として人との関わりに関すること」・・・「親切、思いやり」、「感謝」

(3) 指導体制

校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。（従来の学習指導要領と趣旨は変わらない。）

(4) 指導計画

道徳科の年間指導計画の作成にあたっては、各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全てを取り上げる。その際、児童生徒や学校の実態に応じ、小学校では2学年間、中学校では3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うこと。(従来の学習指導要領と趣旨は変わらない。)

2 道徳科の指導

道徳科の指導の原則

道徳科の授業では、特定の価値観を押しついたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言えるでしょう。多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質と言えます。

以下の視点を踏まえ、児童生徒の発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図りましょう。

(1) 児童生徒が主体的に考える学習を

道徳科の授業では、児童生徒が道徳的価値を自分との関わりで捉え、自らの将来に進んで生かそうとする姿勢をもてるよう主体的な学習にすることが求められます。その際、児童生徒が道徳的価値について主体的に考えることができるよう問題解決的な学習や体験的な学習等も取り入れるなど、教材に応じて効果的な学習を設定することが必要です。

(2) 多様な考え方を生かすための言語活動の充実を

児童生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり(中学校：討論したり)書いたりするなど言語活動を充実することが大切です。

(3) ねらいに即した多様な指導方法の工夫を

- A 読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習
- B 問題解決的な学習
- C 道徳的行為に関する体験的な学習

提言1を参照

(4) 「熊本之心」の積極的な活用を

本県独自の道徳教育用郷土資料「熊本之心」を活用し、先人の生き方に学び、郷土に誇りを持ち、郷土を愛する態度が育まれる取組を推進しています。本資料及び「熊本之心」広報テレビ番組映像資料DVDの積極的な活用を図りましょう。



【広報テレビ番組映像資料DVD】

提言 1 (道徳科の授業)

児童生徒が、自己を見つめ、自己の生き方や人間としての生き方についての考えを深めるために、多様な指導方法を活用しましょう

道徳科の特質を生かすことに効果があると判断される場合には、多様な方法を活用して授業を構想することが大切です。

多様な指導方法

読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習 (主たる指導方法)

読み物教材は道徳の教材として極めて有効なものです。教材の登場人物に自分を投影して、その判断や心情等を自分との関わりで多面的・多角的に考えることにより、道徳的諸価値の理解や自己の生き方についての考えを深めます。

※ その際、どの場面の、どの登場人物の、どのような行為や判断、動機などの何について自分との関わりで考えるのかをよりの確に、より具体的に示すことが大切です。

「読み物を読み取っているだけの授業から、読み物をもとに道徳上の問題を考える授業へ」と転換を図りましょう。



（左下から続く）そして、最終的には児童一人一人が道徳的諸価値のよさを理解し、自分との関わりで道徳的価値を捉え、道徳的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われるようにすることである。

（中学校）生徒が学習主題として何らかの問題を自覚し、その解決法についても主体的・能動的に取り組み、考えていくことにより学んでいく学習方法である。生徒一人一人が生きる上で出会う様々な道徳上の問題や課題を多面的・多角的に考え、主体的に判断し、実行し、よりよく生きていくための資質・能力を養う学習である。そうした問題や課題は、多くの場合、道徳的な判断や心情、意欲に誤りがあったり、複数の道徳的価値が衝突したりするために生じるものである。（『学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』より）

道徳的行為に関する体験的な学習

「道徳的行為に関する体験的な学習」について、学習指導要領解説には、次のように解説されています。

（小学校）道徳的諸価値を理解したり、自分との関わりで多面的、多角的に考えたりするためには、例えば、実際に挨拶や丁寧な言葉遣いなど具体的な道徳的行為をして、礼儀のよさや作法の難しさなどを考えたり、相手に思いやりのある言葉を掛けたり、手助けをして親切についての考えを深めたりするような道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れることが考えられる。

（中学校）道徳的諸価値を理解するためには、例えば、具体的な道徳的行為の場面を想起させ追体験させて、実際に行うことの難しさとその理由を考えさせ、弱さを克服することの大切さを自覚させたりすることが考えられる。また、道徳的行為の難しさについて語り合ったり、それとは逆に、生徒たちが見聞きしたすばらしい道徳的行為を出し合ったりして、考えを深めることも考えられる。

（小・中）読み物教材等を活用した場合には、その教材に登場する人物等の言動を即興的に演技して考える役割演技など疑似体験的な表現活動を取り入れた学習も考えられる。



（『学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』より）

問題解決的な学習

道徳科における「問題解決的な学習」での「問題」は道徳上の問題でなくてはなりません。例えば、

- ①道徳的諸価値が実現されていないことに起因する問題
- ②道徳的諸価値について理解が不十分又は誤解していることから生じる問題
- ③道徳的諸価値のことは理解しているが、それを実現しようとする自分とそうできない自分との葛藤から生じる問題
- ④複数の道徳的価値の間の対立から生じる問題

などがあり、授業では、これらの問題構造を踏まえた場面設定がなされることが求められます。

また、「問題解決的な学習」について、学習指導要領解説には、次のように解説されています。

※ 問題解決的な学習とは・・・

（小学校）ねらいとする道徳的諸価値について自己を見つめ、これからの生き方に生かしていくことを見通しながら、実現するための問題を見付け、どうしてそのような問題が生まれるのかを調べたり、他者の考え方や感じ方を確かめたりと物事を多面的・多角的に考えながら課題解決に向けて話し合うことである。

（右上へ続く）

登場人物の心情理解のみの指導や、主題やねらいの設定が不十分な単なる生活経験の話合いから脱却し、上記のような学習を進めましょう。

提言2（道徳科の評価）

児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすことができる評価活動に努めましょう

本県の教育行動指標「認め、ほめ、励まし、伸ばす」を基本姿勢に、児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童生徒が自らの成長を実感し、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指しましょう。

また、学習指導過程で、ねらいとする道徳的価値についての理解を深めているかどうか、自己を見つめ自己の生き方や人間としての生き方についての考えを深めているかどうか、道徳的価値の自覚を視点として児童の学習状況を確認するなど教師自らの指導を評価し、その評価を授業の中でさらなる指導に生かすことが、道徳性を養う指導につながります。

※ 道徳科の評価の具体的な在り方については、平成27年度に文部科学省において、以下のことを前提に検討が行われています。

- 数値による評価ではなく、記述式であること。
- 他の児童生徒との比較による相対評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価として行うこと。
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価を行うこと
- 発達障がい等の児童生徒についての配慮すべき観点等を学校や教員間で共有すること など

今後、国においては、教師用指導資料の作成などが行われる予定です。

※ 所見例については、文部科学省のホームページに掲載されています。
参考：「道徳の時間の所見例」（道徳教育の評価の在り方に関する専門家会議の配付資料）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/111/shiryo/1366380.htm

提言3（道徳科における指導体制）

校長や教頭、他教職員との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図りましょう

道徳科の授業は、学校の道徳教育の目標の達成に向けて、学校や学年として一体的に進めるものでなくてはなりません。そのために、指導に際して全教師が協力し合う指導体制を充実することが大切です。

協力的な指導などの例

- 校長や教頭などの参加による指導や他の教職員とのチーム・ティーチングなどの協力的な指導
- 校長をはじめとする管理職や他の教員が自分の得意分野を生かした指導
- ローテーション授業（一人の教師が、ある教材を用いて学年全ての学級で道徳の授業を行う。他の教師は他の教材を用いて同様に授業を行うという指導体制の工夫）
- 道徳科で用いる教材や図書の準備、掲示物の充実、教材コーナーなどの整備
- 校長の責任と方針の下で、道徳教育推進教師を中心として見通しをもった研修体制と授業実践
- 各教員が少なくとも年に1回は授業を公開するなど、学校全体での積極的な取組
- 学校における道徳教育や道徳科の授業改善を推進するための推進委員会等の設置と定期的な開催
- 小中学校間での授業参観や意見交換、道徳科に関する授業研究会の実施や情報発信など、道徳教育推進教師が中心となって協力して推進



【道徳の時間の足跡】

提言4（新たな内容項目への対応）

「熊本の心」や「私たちの道德」等を活用して、新たな内容項目に関連する教材を年間指導計画に位置付け、指導展開を工夫しましょう

※ 新たな内容項目に関連した「熊本の心」及び「私たちの道德」（参考）

	新たな内容項目	「熊本の心」	わたしたちの道德
小学校 低学年	個性の伸長	A(4) 自分の特徴に気付くこと	・よいところを見つけたよ 「まんががすき」
	公正、公平、 社会正義	C(11) 自分の好き嫌いとらわれないで 接すること	・みんなとなかよく
	国際理解、 国際親善	C(16) 他国の人々や文化に親しむこと	・ほかの国のことを知ろう
小学校 中学年	相互理解、 寛容	B(10) 自分の考えや意見を相手に伝え るとともに、相手のことを理解し、 自分と異なる意見も大切にすること	・周りの人たちと、もっと仲良くするた めに
	公正、公平、社会 正義	C(12) 誰に対しても分け隔てをせず、公 正、公平な態度で接すること	・分けへだてをしない
小学校 高学年	よりよく生きる喜び	D(22) よりよく生きようとする人間の強さ や気高さを理解し、人間として生 きる喜びを感じることに ・九百九十九段め ・今、君の瞳はかがやいているか ・金栗たび ほか	・生きる喜びを感じて 「真海のチャレンジ」

提言5（道徳科における家庭・地域との連携）

「熊本の心」を活用した道徳科の授業を地域や保護者に公開したり、道徳科の授業に家庭や地域の人々の参加や協力を得たりするなど、家庭や地域との連携を図りましょう

道徳科の授業公開

- (例) ・ 通常の授業公開及び校長による道徳教育についての説明
- ・ 授業参観後の講演会や協議会の開催
 - ・ 保護者や地域住民の授業参加及び児童生徒との対話、授業参観者のグループ別話し合いによる意見交換



【保護者参加型の授業公開】

家庭や地域の人々の参加や協力

- (例) ・ 保護者や地域住民を対象とした会合等での、「熊本の心」DVDの視聴や意見交換
- ・ 授業前に、保護者にアンケートや児童生徒への手紙等の協力依頼
 - ・ 青少年団体、福祉関係、スポーツ関係など地域や社会で活躍する人々の授業への協力及び人材リストの作成
 - ・ 地域教材の開発



【地域人材の協力】

お問い合わせ先

熊本県教育庁教育指導局義務教育課
〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
TEL096-333-2688 FAX096-385-6718
<http://kyouiku.higo.ed.jp/>